

## 【用語の定義】

### (1) 医療機関

医療法第1条の5に規定する病院及び診療所をいう。

### (2) 福祉施設

社会福祉法又は児童福祉法に基づく施設その他市長が相当と認める福祉サービスを提供する事業所をいう。

### (3) 医療及び福祉従事者

医療又は福祉に関する国家資格又はこれに準ずる資格として市長が認める資格を有し、医療機関又は福祉施設において、その資格に基づく業務に正規職員として従事する者をいう。

### (4) 正規職員

期間の定めのない雇用契約に基づき、事業所に直接雇用され、派遣労働者ではなく、通常の正規職員と同等の所定労働時間で勤務する者であって、継続的かつ安定的な雇用形態にある者をいう。

### (5) 県外転入者・県内転入者

転入前日まで連続して1年以上、県外又は県内他市町村に居住していた者をいう。

### (6) 子育て世帯

申請日において、満15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子を養育する世帯をいう。

### (7) Uターン者

本市に通算10年以上居住した者であって、本市から転出し、県外に居住した後、再び本市に転入した者をいう。

富山県魚津市へ  
移住をお考えの皆様

対象：医療・福祉職の皆様

魚津市では、市内に移住し、医療・福祉職に就業する方へ、移住支援金を支給します。

詳しくはこちら



UOZU LIFE はじめませんか

## 【お問合せ】

魚津市企画広報室 移住・定住推進係

☎ 0765-23-1095 (富山県魚津市釈迦堂1-10-1)



# 支給額

現金  
払い

## 【基本額】

- ・ 県外から転入 **90**万円
- ・ 県内から転入 **60**万円

+

## 【加算】

- ・ 子育て加算 **30**万円
- ・ Uターン加算 **30**万円
- ・ 女性応援加算 **60**万円

電子地域  
通貨  
MiraPay

**例** 魚津市出身の子育て中の夫婦（妻:保育士&夫:会社員）が県外から転入した場合（**240**万円）

基本額90万円＋子育て加算30万円＋Uターン加算30万円×2人＋女性応援加算60万円

## 【対象となる方】

- 令和8(2026)年4月1日以降に魚津市に住民登録している
- 3年以上継続して本市に居住する意思がある
- 申請日において44歳以下である
- 申請日が住民登録の日から1年以内である
- 申請日が対象事業所への就業日から3か月を経過している
- 医療又は福祉に関する国家資格又は市長が認める資格がある
- 令和8(2026)年4月1日以降に対象事業所へ正規職員として雇用されている
- 申請時点でも対象事業所に在籍し、当該業務に就いている
- 市外の医療機関又は福祉施設で当該資格に基づく業務経験が2年以上ある

※その他にも要件がありますので、HPでご確認の上、申請してください。

## 【資格・職務要件】

- 医療に関する国家資格  
(医師・歯科医師・薬剤師・保健師・看護師・  
理学療法士・歯科衛生士・救急救命士・柔道整  
復師 など)
- 福祉に関する国家資格等  
(管理栄養士・保育士・社会福祉士・介護福祉士・  
介護支援専門員 など)

## 【対象事業所】

- 市内の病院、診療所及び社会福祉法又は児童福  
祉法に基づく施設（公の機関は除く）

